ペット医療費用保険をご契約いただくお客さまへ（必ずお読みください。）

重要な事項等のご説明（重要事項等説明書）

引受保険会社：エイチ・エス損害保険株式会社

この「重要な事項等のご説明（重要事項等説明書）」では、ペット医療費用保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申込みください。

契　約　概　要	保険商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報	ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点については、当社までお問合せください。

用語のご説明

主な用語のご説明は次のとおりです。

い	医療費用損害	被保険者が負担した治療費用から、普通保険約款に定める保険金が支払われない治療費用を差し引いた金額を負担することによって被る損害をいいます。
き	記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。また、保険契約者と同一とします。
け	ケガまたは病気	約款上の「身体障害」のことをいいます。
た	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
と	動物病院	獣医療法（平成４年法律第 46 号）に定める診療施設をいいます。
	特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
ひ	被保険者	補償を受けられる方（保険金を請求できる方）をいいます。
ふ	普通保険約款	基本となる補償内容（治療費用）と契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
へ	ペット	日本国内で愛玩用として家庭で飼育される犬または猫をいいます。
ほ	保険金	医療費用保険金をいい、当社がお支払いする金銭をいいます。
	保険金額	ご契約金額をいい、支払事由が生じた場合にお支払いする保険金の限度額のことをいいます。
	保険金支払割合	保険証券記載の保険金支払割合をいいます。
	保険契約者	保険契約の申込みをされた方をいいます。保険契約者は保険契約上のさまざまな権利を有すると同時に、保険料支払義務をはじめとした義務を負います。
	保険料	保険契約に基づいて、保険契約者にお支払いいただく金銭をいいます。
め	免責金額	保険証券記載の免責金額をいいます。

Ⅰ．契約締結前におけるご確認事項

１．商品の仕組み　契約概要

ペット医療費用保険は、ペットを対象とした保険です。
保険の対象となるペットがケガまたは病気によって日本国内の動物病院で治療を受けた場合に、被保険者が治療費用を負担したことによって被った医療費用損害（♣）の一定割合を補償します。

（♣）保険金のお支払い対象とならない治療費用等がありますので、詳しくは、「２．補償内容　保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

補償内容		自動的にセットされる特約
ペット医療費用保険普通保険約款	＋	保険料分割払特約（♣） 保険契約の継続に関する特約 保険料クレジットカード払特約 通信販売に関する特約

（♣）保険料を月払にした場合に付帯されます。

２．補償内容　契約概要　注意喚起情報

保険金をお支払いする場合および保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。
詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

保険金をお支払いする場合

保険期間中に、日本国内でペットがケガまたは病気を被り、日本国内の動物病院で治療を受け、被保険者が治療費用を負担したことによって医療費用損害を被った場合

⇒被保険者が被った医療費用損害に対して、１回の治療（♣1）について、下記の計算式によって計算される額をお支払いします。なお、保険期間中にお支払いする保険金の総額は、保険証券記載の保険金額を限度とします。

（医療費用損害の額 － 免責金額） × 保険金支払割合 ＝ 保険金の額

（♣1）１回の治療とは、「１回の入院（♣2）」または「１回の通院（♣3）」をいいます。（♣4）
（♣2）入院開始から退院するまでの連続した入院をいいます。ただし、退院日と同日に転入院または再入院を開始した場合は、前の入院と後の入院をまとめて１回の入院とします。入院中において、この保険契約または継続契約の保険金支払割合または免責金額の変更がされた場合であっても、１回の入院に対する保険金の額は入院開始日における保険金支払割合および免責金額により計算します。
（♣3）同じ日に２回以上の通院があった場合は、それらの通院をまとめて１回の通院とします。
（♣4）入院と通院が同じ日にあった場合は、それらをまとめて１回の入院とします。

保険金をお支払いできない主な場合

・初年度契約の保険始期日前に既に発生していたケガまたは病気
・免責期間中に発病した病気
・保険契約者、被保険者または被保険者以外の保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じたケガまたは病気
・保険契約者、被保険者または被保険者以外の保険金を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって生じたケガまたは病気
・保険契約者、被保険者または被保険者以外の保険金を受け取るべき者の精神障害、泥酔状態、心神喪失または薬物依存等による行為によって生じたケガまたは病気
・ペットに対して給餌または給水等基本的な管理を怠ったことによって生じたケガまたは病気
・地震、噴火、津波、風水害などの自然災害によって生じたケガまたは病気
・核燃料物質などの放射性、爆発性などの有害な特性によって生じたケガまたは病気
・治療の開始日から過去１年以内に予防接種をしなかったため罹患した次の病気

種類	病気名
犬	ジステンパー、伝染性肝炎、アデノウイルスⅡ型感染症、パラインフルエンザ、パルボウイルス感染症、レプトスピラ感染症、コロナウイルス感染症または狂犬病
猫	汎白血球減少症、カリシウイルス感染症、ウイルス性鼻気管炎（ヘルペス）または白血病ウイルス感染症（FeLV）、クラミジア

・猫免疫不全ウイルス（FIV）感染症（猫エイズ）、猫免疫不全ウイルス（FIV）感染症が原因と認められる病気
・健康体に行われた処置（♣1）、健康体に行われた検査（♣2）

（♣1）健康体に行われた処置とは、ケガまたは病気の治療目的に該当しない耳道の洗浄、肛門腺しぼり、除毛、抜毛等をいいます。
（♣2）健康体に行われた検査には、健康体を想定した検査後に症状原因または診断名が確定した場合を含みます。

・次に該当する治療、検査、処置等に要した費用

・ワクチン接種費用、その他病気予防のための検査、投薬もしくは予防接種費用または定期健診もしくは予防的検査のための費用
・健康補助食品・サプリメント、処方食または医薬部外品のための費用
・マイクロチップの挿入費用
・安楽死のための費用
・往診料
・カウンセリング料、相談料、指導料、紹介料
・ノミ、ダニ等の外部寄生虫の除去・駆除費用

・・・など

・・・など

３．オプションの補償　契約概要

この保険ではオプションの補償はありません。

４．補償重複　注意喚起情報

補償内容が同種の保険契約を既に締結している場合には、補償が重複することがあります。他の保険会社等（少額短期保険会社および共済を含みます。）の保険契約がある場合でも、実損額を超えて保険金は支払われません。

５．保険金額の設定　契約概要

この保険では、あらかじめ定められたプランの中からお選びいただきます。

	70%補償（免責金額なし）	50%補償（免責金額なし）	70%補償（免責金額あり）
責任限度額（保険金額）	70 万円	50 万円	70 万円
保険金支払割合	70%	50%	70%
免責金額	なし	なし	１万円

６．保険契約者および被保険者　契約概要

保険契約者と記名被保険者は同一とします。保険契約者（記名被保険者）は、18 歳以上のペットの飼い主としてください。被保険者については、記名被保険者のほか、次に該当する者も被保険者とします。

①　記名被保険者の配偶者
②　記名被保険者またはその配偶者の同居の親族（♣１）
③　記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（♣２）の子

（♣１）親族とは、６親等内の血族および３親等内の姻族をいいます。
（♣２）未婚とは、婚姻歴のないことをいいます。

７．保険期間および免責期間　契約概要　注意喚起情報

〇保険期間：この保険の保険期間は１年間です。保険期間初日の午前０時から保険期間末日の午後 12 時までとなります。
※保険始期日は申込日の翌日から 60 日後までの任意の日付とします。

〇免責期間：初年度契約において、治療の原因が病気である場合は、保険期間の初日からその日を含めて 30 日間を免責期間とします。

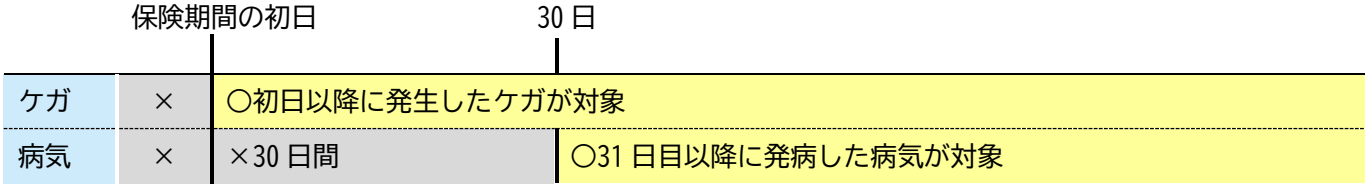

８．保険契約の継続　契約概要　注意喚起情報

この保険には「保険契約の継続に関する特約」が付帯されています。保険期間の末日より 30 日前までに保険契約者または当社からの申し出がない限り、保険契約は自動的に継続されます。保険期間の末日を含めて 60 日前までに継続手続きの案内メールをご契約者さま宛に送信いたしますので、継続を希望されない場合や契約内容の変更を希望される場合は、保険期間の末日より 30 日前までにマイページ（後記「Ⅳ-８．マイページについて」参照）でのお手続きが必要となります。

ご注意！　保険料は、10 歳まで毎年変わります。
商品改定等により保険料・補償内容・約款等が変更となる場合があります。

９．引受条件　契約概要

（１）愛玩動物または伴侶動物として、家庭で飼育・管理されている犬または猫を保険の対象とします。
※身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）に定める盲導犬、介助犬などの身体障害者補助犬を含みます。

（２）初年度契約の引受可能年齢は、生後 45 日以上満７歳以下とします。

ご注意！　次のいずれかに該当する犬または猫は除きます。
・売買を目的として飼育・管理されている犬または猫
・闘犬、狩猟犬、競争犬、災害救助犬または警察犬等、愛玩動物または伴侶動物とすること以外の目的で飼育・管理されている犬または猫
・ブリーダー等において繁殖を目的として飼育・管理されているまたは飼育・管理されていた犬または猫（現在は愛玩動物または伴侶動物として飼育・管理されている犬または猫を含みます。）

ご注意！　当社は健康体であるペットのみをお引受けします。過去に所定の病気の診断や治療を受けたことがある場合、または過去１年以内にケガや病気で診察、検査、治療を受けたことがある場合は、お引受けできません。

10. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（１）保険料決定の仕組み　契約概要
保険料は、補償プラン、対象ペットの品種または体重、年齢等により決定します。実際のお客さまの保険料については、お申込画面・マイページにてご確認ください。

（２）保険料の払込方法　契約概要　注意喚起情報
保険料の払込方法はクレジットカードのみとなります。
また、保険料の払込回数は、一括して払い込む「年払」または分割して払い込む「月払」があります。

（３）保険料の払込スケジュール
〇年払：初年度契約の場合は契約締結時に、継続契約の場合は継続契約の保険始期日直前の払込期日に保険料を請求します。
〇月払：保険料の払込時期は次のとおりです。

＜初年度契約＞
・第１回保険料　　：契約締結時に年額保険料の２／１２
・第２回以降保険料：保険始期日が１日～27 日の場合、保険始期日の属する月の翌月の保険証券記載の払込期日から 10 か月にわたり毎月年額保険料の１／１２
保険始期日が 28 日以降の場合、保険始期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日から 10 か月にわたり毎月年額保険料の１／１２

（例）初年度契約が月払の場合の保険料払込スケジュール。１月に契約締結した場合

保険始期日	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月
１月 24 日	$\frac{2}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	－
１月 28 日	$\frac{2}{12}$	－	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$

＜継続契約＞
継続契約の始期日が 27 日までの場合は、始期応当月の前月から、28 日以降の場合は始期応当月から 12 か月にわたり毎月年額保険料の１／１２

（例）継続契約が月払の場合の保険料払込スケジュール

保険始期日	12 月	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月
１月 24 日	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	－
１月 28 日	－	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$

（４）保険料の払込猶予期間等の取扱い　注意喚起情報
下記の場合、保険契約は解除となります。
・払込期日の属する月の翌月の応当日（払込期日の応当日）までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
・払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」という。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

11. 満期返戻金・契約者配当金　契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

Ⅱ．契約締結時におけるご注意事項

１．告知義務（契約締結時における注意事項）　注意喚起情報

保険契約者（記名被保険者）となる方は、ご契約締結時に次の①から⑥までの告知事項について事実を正確に告知いただく義務がありますので、内容をご確認のうえ正しくご入力・ご回答ください。

ご注意！　保険契約お申込み画面の入力内容や回答内容が事実と異なっている場合には、保険金をお支払いできないことやご契約を解除することがあります。

告知事項	①種類（犬または猫） ②生年月日（年齢） ③犬種または体重区分	④飼育目的 ⑤健康状態 ⑥他の保険契約等

２．クーリングオフ（お申込みの撤回または解除）　注意喚起情報

初年度契約の申込日（重要事項等説明書交付日）を起算日としてその日を含めて８日以内であれば、クーリングオフ（申込みの撤回）することができます。ただし、継続契約の場合は、クーリングオフすることができません。
クーリングオフする場合は、上記期間内にマイページ（後記「Ⅳ-８．マイページについて」参照）から手続きする必要があります。

Ⅲ．契約締結後におけるご注意事項

１．通知義務等　注意喚起情報

（１）ペットが愛玩動物または伴侶動物とすることを目的として飼育・管理されなくなった場合は、遅滞なく当社にご通知いただく義務があります。（通知事項）

ご注意！　ご契約締結後に上記に該当した場合は、ご契約を解除させていただきます。

（２）ペットを譲渡する場合は、必ずご連絡ください。
ペットを譲渡する場合は、保険契約を解約していただくことになります。ただし、保険契約者の変更を行い、保険契約を引き継ぐこともできます。

上記のほか、保険契約者の氏名（改姓）、住所、メールアドレス等が変更になった場合も、重要なお知らせやご案内ができないこととなりますので、必ずご連絡ください。その場合は、マイページ（後記「Ⅳ-８．マイページについて」参照）からお手続きください。

２．解約・失効と解約返戻金　契約概要　注意喚起情報

保険契約を解約される場合や、対象ペットが亡くなった場合（失効）には、マイページ（後記「Ⅳ-８．マイページについて」参照）の「この契約に関するお問合せ」からご連絡が必要となります。
解約・失効の条件によっては、当社の定めるところにより保険料を返還または未払込保険料を請求させていただくことがあります。
保険料を返還する場合は、既に払い込まれた保険料から既経過期間分を差し引いた額を返戻します。

ご注意！　解約返戻金は払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますのでご注意ください。（解約返戻金がない場合もあります。）

Ⅳ．その他ご留意いただきたいこと

１．取扱代理店の権限　注意喚起情報

当社の代理店は、保険契約の締結の媒介を行っており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・告知の受領などの代理権を有しておりません。

２．保険料控除　注意喚起情報

当商品は、保険料控除の対象になりません。

３．保険会社破綻時の取扱い　注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社

も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は 80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から３か月までに発生した事故による保険金は 100%補償されます。

４．個人情報の取扱いについて　注意喚起情報

当社は、お客さまの個人情報をプライバシーポリシー（個人情報保護宣言 https://www.hs-sonpo.co.jp/privacy/）に則り、以下のとおり適切に取り扱います。

〇個人情報の利用

当社は、お客さまの個人情報を次の目的を達成するために利用します。

（１）本保険のお引受け、保険金のお支払い、そのほか本保険の履行のため

（２）本保険以外の当社の商品、サービスのご案内・ご提供のため

（３）当社の提携先・委託先の商品・サービスのご案内のため

ただし、保健医療等の特別の非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

〇個人情報の提供

当社は、本保険に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、国内外の業務委託先（保険代理店を含む。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

〇契約等の情報交換について

保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険会社等の間で登録または交換を実施することがあります。

〇再保険について

当社の再保険業務の履行のため国内外の再保険引受会社に提供することがあります。

〇法令等の対応について

個人情報の保護に関する法律およびその他法令等に基づき外部へ提供することがあります。

５．重大事由による解除について

保険契約者または被保険者が次のいずれかに該当する場合は、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険金を支払わせることを目的としてケガまたは病気を生じさせ、または生じさせようとした場合

②詐欺を行い、または行おうとした場合

③以下の暴力団等反社会的勢力に該当すると認められる場合または密接に関与していると認められる場合

・暴力団・暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）

・暴力団準構成員

・暴力団関係企業その他の反社会的勢力

④上記のほか、①から③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

６．治療を受けた場合の保険金の請求手続き等

＜保険金の請求手続き＞

診療日より 30 日以内にマイページまたは保険金請求アプリにより当社へご連絡ください。

保険金の請求手続きにあたっては、保険金請求書（♣１）や診療明細書（♣２）・ワクチン接種証明書等の書類をご提出していただく場合があります。

（♣１）保険金請求書は、当社公式サイトよりダウンロードも可能です。

（♣２）動物病院で診療明細書が発行されない場合は、領収証（原本）と当社指定の診療明細書が必要となります。

＜保険金の支払時期＞

必要な保険金請求書類が当社に到着した後、30 日以内に保険金をお支払いします。

ただし、保険金をお支払いするために特別な確認・調査・照会等が必要となった場合は、約款で別途定める日数を経過する日までに保険金をお支払いします。

７．保険証券（電子証券）について

保険証券は電子データで発行します。（電子証券）

「電子証券」は、保存・印刷ができる HTML 形式の保険証券です。マイページからご確認いただけます。

ご注意！　書面での保険証券の発行は受け付けておりませんので、ご注意ください。

８．マイページについて

マイページ（https://customers.pet.hs-sonpo.co.jp）は、当社のペット医療費用保険をご契約いただいたお客さまが、インターネットで契約内容の照会や契約内容の変更などを行えるサービスです。契約時に設定いただくメールアドレス（ID）とパスワードによりご利用いただけます。

窓口一覧

エイチ・エス損害保険株式会社

お問合せ・当社へのご意見

お問合せ・当社へのご意見については、リンク先をご確認ください。なお、お問合せについては、回答のご連絡にお時間を頂戴する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
https://www.hs-sonpo.co.jp/pet/contact/

保険金のご請求

保険金請求アプリまたはマイページからご請求ください。
アプリ（iPhone）：https://anipos.co.jp/r/i
アプリ（Android）：https://anipos.co.jp/r/a
マイページ：https://customers.pet.hs-sonpo.co.jp

アプリ	
iPhone	Android

マイページ

指定紛争解決機関　注意喚起情報

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

日本損害保険協会 そんぽ ADR センター
電話番号 ０５７０-０２２８０８〔ナビダイヤル〕
受付時間：9:15～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）
詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（https://www.sonpo.or.jp/）

LCD24-159　UWTP-644-2411